

令和8年度（2026年度）ガイド人材育成支援業務委託実施要領

1 本業務の目的

インバウンドを中心にガイド同伴の旅行ニーズが高まっている中、県内広域を案内できる人材の育成をはじめ、ガイド人材の知識・スキル向上の機会不足、ニーズに応じた旅行会社等とのマッチングが課題となっている。

そこで、県内ガイド人材の活動実態等を把握した上で、広域ガイド人材の育成、実践機会の創出及びガイド情報の一元化を図るためのプラットフォーム構築等を通じ、持続可能なガイドサービス提供に向けた環境整備を行うことにより、旅行の付加価値・満足度を向上させ、観光消費額の増加を図ることを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 委託方法

公募型プロポーザルにより受託者を選定し、予算の範囲内で業務委託を行う。

(2) 本業務の内容

別紙「ガイド人材育成支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月5日（金）まで

(4) 委託上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、企画提案に当たっての上限となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記金額とは必ずしも一致しない。

3 スケジュール（予定）

令和8年（2026年）4月13日（月）	公募開始（県ホームページ）
令和8年（2026年）4月17日（金）（正午必着）	質問書提出期限
令和8年（2026年）4月22日（水）（正午必着）	参加表明書等提出期限
令和8年（2026年）4月28日（火）（正午必着）	企画提案書等提出期限
令和8年（2026年）5月7日（木）	プレゼンテーション審査会
令和8年（2026年）5月上旬（予定）	受託者決定
令和8年（2026年）5月中下旬（予定）	契約締結

4 担当部局

熊本県観光文化部観光振興課 観光創生班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話096-333-2332（直通）／FAX096-385-7077

E-mail : nakashima-t-da@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による連合体（コンソーシアム）とする。

- (1) 熊本県内に本店・支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (4) 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生又は再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 複数のコンソーシアムの構成員となつての参加や、コンソーシアムの構成員と単独での重複参加をしていないこと。

6 受託者の選定・契約方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、公募型プロポーザル方式による審査結果により契約の相手が特定されるため、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積りとする。

7 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出すること。

①提出書類

- ア 参加表明書（別紙様式1）
- イ 企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式2）
- ウ 会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式3）

②問合せ先及び提出先

上記4（担当部局）に同じ。

③提出部数

1部

④提出期限

令和8年（2026年）4月22日（水） 正午必着

※電子メールで送信すること。また、送信後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

⑤参加資格の決定及び通知

参加表明書等により参加資格の確認を行い、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（2）本業務に対する質問及び回答

①質問方法

質問は、質問書（別紙様式4）を用いて電子メールで送信すること。なお、質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信することとし、その際、質問者名は公表しないものとする。

②質問受付

上記4（担当部局）に同じ。

③質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）4月17日（金）の正午までとする。

（3）企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る）は、企画提案書その他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（別紙様式5）

イ 参考見積書・経費内訳書<様式任意>

※提出する書類の企画はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由や背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内（別紙様式5は除く）にまとめること。

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）

※必要な書類を添付すること

②提出先

上記4（担当部局）に同じ。

③提出方法

持参又は郵送、かつ、電子データを送付すること。

④提出部数

ア及びイ：正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリ

ング不要)。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

ウ：1部

⑤提出期限

令和8年（2026年）4月28日（火） 正午必着

⑥企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制（業務に従事する者のスキルや実績等の情報を含む）

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

※提案業務の一部について、再委託による実施を予定している場合は、実施体制に再委託先（予定でも可）を明記するとともに、再委託する業務を明確にすること。

8 審査の実施

(1) 書類審査の実施

企画提案書等の提出者が6者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（5者上限）を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

①開催日程

ア 日時

令和8年（2026年）5月7日（木）

※時間の詳細は、プロポーザルの参加希望者別に別途連絡する。

イ 場所

熊本県庁防災センター 310会議室（熊本市水前寺6丁目18-1）

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分（最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後残り15分で審査員による質疑）を予定。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公募開始日（令和8年（2026年）4月13日（月））とする。

項目	審査の視点	配点
企画内容	本業務の趣旨に沿った提案内容となっているか。また、スケジュールは計画的で、適切なものとなっているか。	60点 (各12点)
	ガイド人材の活動実態把握・分析方法は、具体的かつ効果的なものであるか。	
	広域ガイド人材の育成方針は、目指すべき人材像や手法等が明確に示されているか。また、育成計画で示された取組みは、具体的かつ効果的な内容となっているか。	
	プラットフォームの構築については、訴求性の高い内容、デザイン等となっているか。	
	育成した人材やプラットフォーム等の周知方法、広報ツールは効果的なものとなっているか。	
業務遂行能力	業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか	27点
	過去に類似業務を受託した実績があるか。	
経済性	見積の内容は具体的な積算・妥当性があるか。	8点
事業者の取組 (公募開始日現在)	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	5点 (各1点)
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。	
	⑤熊本県SDGs登録制度に登録しているか。 ⑥「パートナーシップ構築宣言」の登録	

イ 審査結果の通知

受託候補者には書面にて選定決定の通知を行う。また、プレゼンテーションに参加した受託候補者以外の者に対しても、書面にて非選定決定の通知を行う。

9 委託契約の締結

受託候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

10 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
- ①提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。
 - ②参加表明書等及び企画提案書等の作成・提出など、当該プロポーザル審査に要するに一切の費用は参加者の負担とする。
 - ③提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（別紙様式7）を提出すること。
- (3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が上記5（受託者の要件）に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (4) 参加者が1者のみの場合は、基準点を下回らなければ、その1者を受託候補者とする。